

令和 8年 4月 1日

姫路市オフィス立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内におけるオフィスの立地を促進することにより、本市産業構造の多様化及び高度化の推進並びに雇用機会の拡大を図り、もって市勢の伸展と市民生活の安定に資するため、新たにオフィスビル等の建物へ入居する者に対して姫路市オフィス立地促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地促進事業 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号。以下「県条例」という。）第2条第1号に規定する立地促進事業をいう。
- (2) 重点立地促進事業 県条例第2条第2号に規定する重点立地促進事業をいう。
- (3) オフィス 事務所又は営業所に使用されるスペースを指し、このスペースを活用して研究所、倉庫、簡易な作業場等（住居、工場、店舗、個人及び一般消費者等に対し販売やサービスを行う来店型オフィス及び各種教室等、他人に貸付けや使用をさせる貸事務所及び貸倉庫等並びにコワーキングスペース等を除く。）として利用する場合も含むものをいう。
- (4) オフィスビル等の建物 主にオフィスとして利用することを目的として賃貸借の用に供された施設をいう。
- (5) 新設 本市区域内にオフィスを有しない者が、本市区域内で新たにオフィスを開設することをいう。
- (6) 増設 本市区域内にオフィスを有する者が、当該オフィスにおける業務を拡大することを目的とし増床することをいう。
- (7) 事業者 新設又は増設（以下「設置」と総称する。）のためにオフィスビル等

の建物を賃借する者をいう。

- (8) 賃貸借契約締結日 設置するオフィスに係る賃貸借契約を締結した日をいう。
- (9) 操業開始日 事業者がオフィスビル等の建物において事業を開始した日をいう。
- (10) 新規雇用された常用従業員 雇用期間を定めことなく事業者により雇用され、設置するオフィスに常時勤務する従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に限る。以下「常用従業員」という。）のうち、第14条に定める事業認定を受けた日以後、操業開始日から起算して6か月以内に新たに雇用された者をいう。
- (11) 転勤となった常用従業員 設置するオフィスの常用従業員のうち、第14条に定める事業認定を受けた日以後、操業開始日から起算して6か月以内に事業者が運営する県外の事業所から当該オフィスに転勤となった者をいう。
- (12) 新規雇用等による常用従業員 新規雇用された常用従業員及び転勤となった常用従業員をいう。
- (13) 賃借料 事業者が貸主に対して定期的に支払う賃借料（消費税及び地方消費税の相当額を控除した額であって、共益費及び光熱水費、敷金、権利金等を除く）をいう。
- (14) 内装改修等 オフィスビル等の建物への入居時に行う内装の改装又は照明若しくは間仕切の設置をいう。
- (15) 改修費等 内装改修等に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）をいう。
- (16) 要件適合日 事業者が第5条各号に掲げる基準の全てに適合したと市長が認める日をいう。
- (17) 若者 賃貸借契約締結日から要件適合日までの間に年齢が18歳以上29歳以下である期間が1日以上ある者をいう。
- (18) 中核施設 兵庫県の産業立地促進補助金交付要綱に基づく賃料補助に係る別表に規定する中核施設をいう。
- (19) 大企業 次号で定める中小企業以外の法人をいう。
- (20) 中小企業 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定

する中小企業者をいう。ただし、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している法人及び役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項に規定する役員）の総数の2分の1以上が大企業の役員又は従業員である法人）を除く。

（補助金の種類）

第3条 補助金の種類は、オフィス賃料補助金、オフィス改修費等補助金及びオフィス雇用補助金とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、立地促進事業を行う者が、本市区域内に賃借によりオフィスの設置を行うものであって、次の各号に定めるものとする。

- (1) オフィス賃料補助金 オフィスビル等の建物に設置するオフィスを賃借すること。
- (2) オフィス改修費等補助金 内装改修等を行うこと。
- (3) オフィス雇用補助金 新たに常用従業員を雇用して当該オフィスに勤務させ、又は常用従業員を事業者が運営する県外の事業所から当該オフィスに転勤させること。

（補助対象事業者）

第5条 補助対象事業者は、補助対象事業を行う事業者であって、次の各号に掲げる基準の全てに適合するものとする。

- (1) 新規雇用等による常用従業員が次のいずれかの要件を満たしていること。ただし、中小企業が市内の中核施設に入居し、重点立地促進事業を行う場合は、この限りでない。
 - ア 10人（中小企業にあつては、5人）以上いること。
 - イ 若者又は女性（住民票又は戸籍の性別欄に女と表記されている者をいう。）が3人以上いること。
- (2) オフィスビル等の建物の所有者及び管理者との関係において、次に掲げる親会

社・子会社の関係ではないこと。

ア 親会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条において定義された会社等

イ 子会社 会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条において定義された会社等

(3) 設置するオフィスにおいて行う事業が次のいずれにも該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業に該当するもの

イ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係るもの

ウ その他補助金の交付目的に則して適当でないと市長が認めるもの

(4) 会社法第2条第1号に規定する会社であること。ただし、姫路市外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金交付要綱（平成28年1月6日制定）による補助の適用を受ける事業者又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(5) 国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人ではないこと。

(6) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(7) 市税の滞納がないこと。

（オフィス賃料補助金の補助対象経費）

第6条 オフィス賃料補助金の交付の対象となる経費は、オフィスの設置に伴い、補助対象事業者が支払う賃借料とする。

（オフィス賃料補助金の額等）

第7条 市長は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内において、次に定める方法により算定した金額をオフィス賃料補助金として補助することができる。

(1) オフィス賃料補助金の額は、前条に規定する経費の額の4分の1以内とし、上限額は、一の補助対象事業者につき、平米当たり月額750円、要件適合日以後最初

に第19条の規定により市長が交付の決定を行った日（以下「補助事業開始日」という。）が属する年度及び翌年度以降について各年度100万円とする。ただし、補助事業開始日において、第5条第1号イに該当する場合は、前条に規定する経費の額の2分の1以内とし、上限額は、一の補助対象事業者につき、平米当たり月額1,500円、補助事業開始日が属する年度及び翌年度以降について各年度200万円とする。

- (2) オフィス賃料補助金の補助対象期間は、補助事業開始日から36か月間とする。ただし、36か月に満たずに事業を廃止又は中止若しくは退去した場合は、事業を廃止又は中止若しくは退去した日の属する年度を含めた以降全ての期間において補助対象期間としない。
- (3) 補助事業開始日が月の途中の場合は翌月からを補助対象期間とし、年度の途中に補助対象期間が開始又は満了する場合の年度当たりの上限額は、年度当たりの上限額を12で除し、補助の対象となる月数を乗じて得た額とする。
- (4) 補助対象事業者が、補助対象期間内に他の建物に移転（同一建物内での移転も含む。）した場合、移転後においても補助要件に該当する場合に限り、移転前の補助事業開始日から起算して36か月を限度として移転後においても補助するものとする。
- (5) オフィス賃料補助金の交付にあたっては、賃借料が日割り等により計算されている月については補助の対象とはせず、1か月の賃借料支払額が月額で定められた賃借料である場合に補助の対象とする。
- (6) 前号の規定は、月途中でオフィスを移転（同一建物内での移転も含む。次号において同じ。）し、移転した月の賃借料が日割り等により計算されている場合にも適用する。
- (7) 月途中でオフィスを移転し、移転前のオフィスと移転後のオフィスについて、月額で定められた賃借料を重複して支払う場合、移転後のオフィスの賃借料のみを補助の対象とする。
- (8) オフィス賃料補助金の算定において、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

2 オフィス賃料補助金は、補助事業開始日の属する年度以後において交付する。

(オフィス改修費等補助金の補助対象経費)

第8条 オフィス改修費等補助金の交付の対象となる経費は、オフィスの設置に伴い、補助対象事業者が支払う改修費等とする。

(オフィス改修費等補助金の額等)

第9条 市長は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内において、次に定める方法により算定した金額をオフィス改修費等補助金として補助することができる。

- (1) オフィス改修費等補助金の額は、前条に規定する経費の額の4分の1以内とし、上限額は、一の補助対象事業者につき100万円とする。
- (2) オフィス改修費等補助金の補助対象期間は第14条に定める事業認定を受けた日以後、操業開始日から起算して6か月以内までとする。
- (3) オフィス改修費等補助金は、改修費等の支払が完了した年度又は補助事業開始日が属する年度のいずれか遅い年度において交付する。
- (4) オフィス改修費等補助金の算定において、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(オフィス雇用補助金の補助対象経費)

第10条 継続して雇用されている新規雇用等による常用従業員のうち、市内又は本市と地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項に規定する連携協約を締結した普通地方公共団体の区域(以下「連携中枢都市圏」という。)内に住所を有する者(転勤となった常用従業員については、新たに市内又は連携中枢都市圏に転入した者に限る。ただし、市内及び連携中枢都市圏内からの転入を除く。以下「算定対象者」という。)の雇用に係る経費とする。

(オフィス雇用補助金の額等)

第11条 市長は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内において、次に定める方法により算定した金額をオフィス雇用補助金として補助することができる。

- (1) オフィス雇用補助金の額は、次のアからウまでに掲げる年度の区分に応じ、当該アからウまでに定める数に15万円を乗じて得た額とする。

ア 初年度(補助事業開始日から1年を経過した日(以下「補助事業開始1年経

過日」という。)の属する年度) 補助事業開始1年経過日における算定対象者の数

イ 第2年度(初年度の翌年度) 補助事業開始1年経過日から1年を経過した日における算定対象者のうち新規雇用された常用従業員の数

ウ 第3年度(第2年度の翌年度) 補助事業開始1年経過日から2年を経過した日における算定対象者のうち新規雇用された常用従業員の数

(2) 算定対象者に若者が含まれる場合は、若者1人につき15万円を加算する。

(3) オフィス雇用補助金の上限額は、一の補助対象事業者につき、各年度において2,000万円とする。

(4) オフィス雇用補助金の補助対象期間は、補助事業開始日から36か月間とする。

(5) オフィス雇用補助金は、補助事業開始1年経過日の属する年度以後において交付する。

(会計年度)

第12条 この要綱における会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業認定申請)

第13条 補助金の交付を申請しようとする事業者(以下「申請事業者」という。)は、賃貸借契約締結日の翌日から起算して14日を経過する日(第4条第2号に規定する事業を実施する場合にあっては当該日又は内装改修等に係る工事の着手日のいずれか早い日)までに、事業認定申請書(様式第1号)を市長に提出し、補助金の交付を受けようとする事業が、第5条第2号から第7号までに掲げる要件に適合し、かつ、同条第1号に掲げる要件に適合する見込みがあることについての認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。

(事業認定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、認定の可否を決定し、事業認定通知書(様式第2号)により、申請事業者に対し通知するものとする。

(事業認定の取消し)

第15条 市長は、事業認定を受けた申請事業者（以下「認定事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により、補助金の交付を受けようとしたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業認定を取り消したときは、事業認定取消通知書（様式第3号）により、認定事業者に対し速やかに通知するものとする。

（計画変更及び事業の廃止又は中止）

第16条 認定事業者は、事業認定を受けた補助事業の計画に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、遅滞なく事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請については、第14条の規定を準用する。

3 認定事業者は、事業認定を受けた補助事業の計画に軽微な変更が生じたとき又は補助事業を廃止し、若しくは中止しようとするときは、遅滞なく補助事業軽微変更・廃止（中止）届出書（様式第4号の2）を市長に提出しなければならない。

（事業の着手及び完了に係る届出等）

第17条 認定事業者は、内装改装等に係る工事に着手したとき、及び当該工事が完了したときは、直ちにオフィス改修工事着手届（様式第5号）又はオフィス改修工事完了届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、要件適合日以後遅滞なく、新規雇用等による常用従業員の一覧（様式第5号の2）を市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第18条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、要件適合日以後速やかに（補助事業開始日の属する年度の翌年度以後における補助金の交付の申請にあつては、当該年度の初日以後直ちに）次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第6号）
- (2) 市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月15日制定）第

4条に規定する誓約書

- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、交付申請者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助対象経費に係る消費税額及び地方消費税額の仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）がない見込みの交付申請者（以下「適用補助対象者」という。）は、この限りでない。

3 適用補助対象者は、申請時において、前項ただし書に該当することを市長に申し出て、市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第19条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、審査の結果、交付の可否を決定するときは、補助金交付可否決定通知書（様式第7号）により、交付申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第20条 認定事業者は、年度ごとの補助対象事業の実績について、補助事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) オフィス賃料補助金 賃借料の支払を証する書類及び賃貸借契約書の写し
- (2) オフィス改修費等補助金 改修費等の支払を証する書類
- (3) オフィス雇用補助金 雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民票の写し並びに出勤簿又はタイムカードの写し

（補助金の額の算定）

第21条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の請求等）

第22条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた者が補助金の交付を受けよう

とするときは、姫路市オフィス立地促進補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第23条 市長は、第19条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が賃借料を滞納している事実が判明したとき。
- (2) 事業活動が停止されていると認められたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 県事業補助金の交付決定が取り消されたとき。
- (5) 第5条に規定する補助対象事業者にならなくなったとき。
- (6) この要綱の規定に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、姫路市オフィス立地促進補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第24条 市長は、前条の規定に基づき交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、姫路市オフィス立地促進補助金返還命令書（様式第12号）により、既に交付した補助金の全部又は一部について、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、第21条の交付額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合において、その金額のうち申請時に減じた額を上回る部分の金額が生じたときは、速やかに市長に報告するとともに、その日から15日以内に、これを返還しなければならない。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長すること

ができる。

(加算金及び遅延損害金)

第25条 補助事業者は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により、補助金の返還を命じられ、これを期限の日までに納付しなかったときは、期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を請求しないことができる。

(事業承継)

第26条 認定事業者が合併その他事由により事業の承継を行う場合は、当該地位承継者とともに、市長に事業承継申請書（様式第13号）を提出して市長の認定を受けなければならない。

2 前項の申請について、市長は当該地位承継者が当該認定事業を継続して行うと認められる場合に限り、認定することができる。ただし、当該地位承継者がこの要綱による補助を既に受けている場合は、承継する補助対象事業と併せてこの要綱の補助要件の範囲内とする。

(調査)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業について、補助対象事業者に対して、関係書類の提出を求め調査等を行うことができる。

2 前項の場合においては、補助対象事業者は誠意をもってこれに協力するものとする。

(他の要綱との調整)

第28条 オフィスの設置に関し、市の他の補助制度の規程により交付決定を受けた

補助事業については、この要綱の補助対象としない。

(補則)

第29条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(本要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和10年3月31日をもってその効力を失う。

2 この要綱の失効前に第14条の規定により事業認定を受けた事業者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に姫路市オフィス立地促進補助金交付要綱第13条の規定により事業認定の申請をする事業者について適用し、同日前に事業認定の申請をした事業者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市オフィス立地促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に事業認定の申請をする事業者に係る補助金について適用し、同日前に事業認定の申請をした事業者に係る補助金については、なお従前の例による。